

通信販売事業者の皆さまへ

(インターネット販売・カタログ販売等)

- 古くなると重大な事故を起こすおそれがある**特定保守製品**(下記の品目)について、「**長期使用製品安全点検制度**」が**平成21年4月1日**から始まります。(消費生活用製品安全法の改正)
- インターネット等販売事業者は、特定保守製品を販売する際に、購入者に対して**法定事項の説明**(裏面参照)とユーザー登録(**所有者票等の投函等の方法**)への協力が求められています。



法定事項(裏面参照)の
説明義務



ユーザー登録
(所有者票等の投函
等の方法)への協力



製品に「特定保守製品」と
表示されています。

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXX
4. 設計標準使用期間 △△年
5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX

特定保守製品



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機

表面

料金受取人私 郵便はがき

X X X X X X X X

(受取人)

X X 局私書箱 X X 号

株式会社 A B C

お客様カード登録係 行



特定保守製品

1. 製品名 XXXXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者: _____

説明年月日: 20XX年XX月XX日

裏面

■所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかより登録下さい。

・所有者票(返信はがき)での登録
所有者票に所定事項を記入のうえ、消印日で切り取って返信して下さい。

・インターネットでの登録(各社任意事項)
インターネット、携帯電話、電話から登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。

・携帯電話での登録(各社任意事項)
右のQRコードもしくはhttp://www.abco.co.jp/user/で携帯電話サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。

・電話での登録(各社任意事項)
株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。受付時間は平日9:00～17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消費法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全管理のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に關するお知らせする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。

株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX

1. 製品名 XXXXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月

7. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-XX-XXXX

所有者票のイメージ

(特定保守製品に同梱)

法定説明事項

機器を設置する工業者に説明を委託することもできます。

但し、委託された人がきちんと説明しなかった場合には、その責任は販売事業者にあります。

また、購入手続きの中で、購入者に法定説明事項を読んでもらい、確認チェックボックスにチェックしてもらうといった方法もあります。

購入者からユーザー登録のため、依頼するかを聞き、依頼された場合に、所有者情報を購入者に代わって製造・輸入事業者へ送付

■お客様へ(法定説明事項)

お申し込み頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消費法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消費法上、次のことが求められています。

・この製品の所有者は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。

・この製品の所有者は、この所有者票を送付することにより、この製品の製造・輸入事業者等に所有者登録することが求められています。

・この製品の所有者は、所有者登録の状況に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受け取るようになります。

・この製品の所有者は、所有者登録の状況に異変があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に貼付の連絡先に速やかに連絡をお願いします。

・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお送り頂くなどにより、所有者登録の提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行する方法によって、この製品の製造・輸入事業者へ所有者登録の提供を受けることについて協力することになります。

■販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者: _____

説明年月日: 20XX年XX月XX日

お客様記入欄

※箇所は消費法で定められた記入必須項目です。

※物件管理会社等へ法定点検通知を交付する場合は、この欄に記入下さい。

※お客様記入欄には個人情報保護シートを貼付してご返信下さい。

①特定保守製品所有者情報

フリガナ _____

※住所 〒XXXX-XXXX 都道府県 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

※法定点検希望 ☐ 郵送による通知のみ希望 ☐ 郵送と両方希望(各社任意事項)

※E-mailによる通知のみ希望 ☐ E-mailアドレス: _____

※製品の使用の住所をご記入下さい。

※上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記欄にチェックを入れて下さい。

※製品の所在地 〒XXXX-XXXX 都道府県 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

フリガナ _____

建物名称 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。

②物件管理会社情報

法人名称 _____

所在地 〒XXXX-XXXX 都道府県 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

建物名称 _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

表面(お客様記入欄)の「お客様へ(法定説明事項)」各項目について、販売事業者から説明は行われたか? ☐ はい ☐ いいえ

この制度のお知らせ
ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

または

製品安全ガイド

検索



長期使用製品安全
点検・表示制度

[この制度の問い合わせ先] 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省 製品安全課 03-3501-4707 (直)

北海道経済産業局 製品安全室 011-709-1792 (直)

東北経済産業局 製品安全室 022-221-4918 (直)

関東経済産業局 製品安全室 048-600-0409 (直)

中部経済産業局 製品安全室 052-951-0576 (直)

近畿経済産業局 製品安全室 06-6966-6098 (直)

中国経済産業局 製品安全室 082-224-5671 (直)

四国経済産業局 製品安全室 087-811-8526 (直)

九州経済産業局 製品安全室 092-482-5523 (直)

内閣府沖縄総合事務局 商務通商課 098-866-1731 (直)

特定保守製品の販売

最終所有者以外

① 購入者は製品の最終所有者であるか

NO

販売手続きへ
(説明することが望ましい)

YES

最終所有者

② 販売は設置工事を伴う契約であるか

YES

特定保守製品取引事業者の責任の範囲で、設置事業者へ、法定説明事項等の説明を委託することが可能。
その場合は販売手続きへ委託しない場合は③へ

NO

③ 購入者が、特定保守製品に関する説明を精読したか

NO

説明を読むようお願いし、再度③から確認する。

YES

④ 購入者が、所有者情報の登録のため、インターネット等販売事業者所有者情報の提供の協力を依頼するか

NO

購入者が所有者票を送付するよう説明する

YES

販売手続きへ

販売手続きへ

後日購入者から製造番号と製造年月を入手する

インターネット等販売事業者が所有者票を代理で書き込み、特定保守製品製造事業者へ送付する

インターネット等販売時における事業者が果たす義務等の確認

特定保守製品を販売するにあたって

特定保守製品を販売する際には、商品紹介のページに、特定保守製品であることを明示してください。

① 購入者は製品の最終所有者であるか

購入者が最終所有者であるかどうかを確認し、制度の説明をしてください。
(ネットで契約する際、この項目は判定不能であることが多いと考えます。
販売側は当然わからないですし、購入側も「あなたは最終所有者ですか？」と聞かれたとき、的確に答えられないと思います。(特にアパートの大家さんの場合は、自分ではなく賃借人が最終所有者と勘違いすると思われます))

② 販売は設置工事を伴う契約であるか

特定保守製品取引事業者が、設置事業者に設置を依頼する際、設置事業者に委託して、③の購入者への法定説明事項の説明、④の所有者票の回収をさせることができます。

但しこの場合、設置事業者が法定説明事項の説明等を怠ったときには、取引事業者が責任を問われます。

③ 購入者が、特定保守製品に関する説明を精読したか

消費生活用製品安全法第32条の5の規定を実施するために、購入者が法定説明事項の説明文を精読したか確認する必要があります。

手法としては、説明文を読んだ場合にチェックするチェックボックスを設け、それをチェックしなければ購入画面に行くことができない、といったような仕組みを設けることを想定しています。他の手法でも、製品の取引に前後して購入者に確実に説明して、そのことを購入者に確認できるのであればかまいません。

④ 購入者が、所有者情報の登録のため、インターネット等販売事業者所有者情報の提供の協力を依頼するか

消費生活用製品安全法第32条の8の規定により、購入者が、特定保守製品販売事業者所有者情報の提供の協力を依頼する場合は、事業者が代理で所有者票を送付する等、特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力する必要があります。なお、この場合は後日購入者から製品の製造年月と製造番号を入手する手段を講じてください。